4 497 016 443

2016-07-11

Bosch-Norm

N 2580-1

物質の使用禁止と申告

シリーズ: N 2580 物質の使用禁止と申告
技術責任: BEO-AK208

責任部署:	C/CET2 (497)	旧版: 2015-07-10
担当者:	mom9fe C/CET2 (497)	
ドキュメント言語:	日本語 (ja)	
オリジナル言語:	ドイツ語 (de)	
変更:	サプライヤ申告書 改正	

変更情報: AEN 4497R26686（Bosch グループ社内文書)

翻訳			責任		
発行日	原文	訳文	略号	部署コード	BWN
2014-03-11	de	en	eva2si	C/CET2	497
2015-06-09	en	ja	kay3to	RBJP/EPM2	028

内容が不確かである場合、本 Bosch-Norm のオリジナル言語版が適用されます。

Bosch Norm Master の印刷物やコピーは内容更新の管理対象にはあたらず、
それらの有効性について責任を負いません。

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

適用範囲、拘束力、開示の自由度	
適用範囲	Bosch グループ
拘束対象	RB, TOGE, RG
拘束源	**中央指令 Bosch-Norm N 2580 “物質の使用禁止と申告”**
推奨	BEGE
開示の可否	制限事項なし

1 適用範囲

本 Bosch-Norm N 2580-1 は、材料中の使用禁止物質、および申告物質を規定（定義は 2 章を参照のこと）し、材料に関する要求（仕様）の一部である。

本 Norm は、法規制およびボッシュの顧客要求への適合に有用である。

付属書「サプライヤー申告書」には関連規制が示されている。
この規制は、ワールドワイドで適用する。

2 対象材料

本 Bosch Norm において、材料とは、ボッシュ製品中に残留するすべての材料、ボッシュが製造時に使用している副資材、ボッシュから外部の顧客へ出荷される梱包材のことである。

宣伝商品、玩具および食料品についての規制は、N2580-1 付属書「サプライヤー申告書」の範囲外である。この分野における法規制への準拠は、適切な手段で保証されなければならない。

例:

- **完成品（購入品を含む）**
- **コンポーネント**
- **半製品**
- **材料**
- **調剤、または混合材料**
- **純物質**
- はんだ材料
- 接着剤
- 潤滑剤
- **冷却用潤滑油**
- 表面脱脂剤
- 防錆剤
- サンドブラスト剤
- 硬化剤
- 成型剤
- 梱包材（乾燥剤あるいは防錆剤のような調整剤を含む）

3 法規

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

本 Bosch-Norm は、サプライヤーの法規順守に対する義務を侵害するものではない。

4 材料変更

例えば法規変更による供給材料の変更は、ボッシュ担当購買部門とともに早期から調整を行うこと。
法規の期限付き適用除外の物質を使用している場合は、その期限切れに特に注意すること。
特別な合意が無い場合は、施行日の 1 年前に完了していること。

5 サプライヤーへの通知

6.3 項に準拠し、サプライヤーは、最新版の Bosch Norm を入手する義務がある。
次のサイトから、以下の情報が入手可能である。
http://purchasing.bosch.com/en/de/info/download/downloads.html
（http://www.bosch.com/ → Purchasing & Logistics → Download-Service）

- 最新版 Bosch-Norm N2580-1
- サプライヤー申告書
- インフォメーション・レター（旧版に対する変更情報）

6 申告規定

Bosch-Norm N2580-1 への準拠について、包括的な宣言書では不十分である。サプライヤーは、少なくとも供給材料ごとに「サプライヤー申告書」のカバーシートを記入し、ボッシュに提出しなければならない。

6.1 サプライヤー申告書

本 Bosch Norm 付属書「サプライヤー申告書」（エクセルファイル）を使用しての電子申告が可能である。

サプライヤー申告書の利用は、以下の利点がある。

- 供給先事業部の選択および供給材料の含有量の選択による記入対象物質数の減少。
- 複数の供給材料において、存在形態および含有率が同一である場合は、一つにまとめて申告可能（例えば、製品シリーズや製品ファミリーでサイズ違いの同一材料の場合）。この場合、いくつかの材料品番（サプライヤー品番やボッシュ品番）を同一シートに入力してもよい。

「サプライヤー申告書」は、次のようにして、ボッシュ担当購買部門へ提出すること。
“カバーシート”タブに署名後、ラスターフォーマット（例えば、PDF）にし、元のエクセルファイルとともに 1 つの E メールで送付する。
例外として、例えば、エクセルの動作がうまくいかない場合は、「サプライヤー申告書」を紙へ印刷および記入後、それをボッシュへ送付してもよい。

6.2 他の申告フォーマットの使用

以下の条件をすべて満たす場合は、「サプライヤー申告書」以外の申告フォーマットを使用してもよい。

- 使用可能な標準化されたフォーマットであること。例えば、ボッシュの顧客が受け入れ、法規および外部の規制に準拠し、かつ使用中であるIMDS、JAMAシート、有害物質インベントリ、IPC1752。
- 「サプライヤー申告書」の各要求内容をカバーすること。

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

- 供給材料、サプライヤー品番およびボッシュ品番やボッシュ発注情報の間に明確な関連付けがあること。
- Bosch-Norm N2580-1で指定された各規制への準拠が確認されること。

原則として、社外標準フォーマットの利用が好ましい。

例：

- IMDS（ International Material Data System、http://www.mdsystem.com 参照) 使用の場合で、かつ、すべての申告要求を網羅する場合、「サプライヤー申告書」の提出は不要である。ただし、IMDS の「基本物質リスト」に存在しない物質や、梱包材料の出荷のように IMDS で申告しないものの場合、追加で「サプライヤー申告書」の提出を要求することがある。
- IPC1752 標準フォーム使用の場合、法規制への準拠を確認すること。
  標準フォームが RoHS 対応のみの場合、さらに REACH への準拠を確認しなければならない。

IMDS を使用し、他にボッシュとの合意がなければ、ロバートボッシュの IMDS アカウント番号 202 を使用すること。IMDS レコメンデーション、およびボッシュ IMDS データ入力ガイドラインを順守すること。インターネット参照、http://purchasing.bosch.com/en/de/info/download/downloads.html
(www.bosch.com – Purchasing & logistics – Downloads & more – Downloads)

6.3 申告のタイミング

次の申告理由のいずれかに該当した場合、サプライヤーは申告を行わなければならない。申告理由が発生した場合は、すみやかにサプライヤーからボッシュ担当購買部門へ申告を行うこと。

- 新規サンプル / 新規上市品 / 初回品（初物）
- **誤申告の判明**
- **材料成分に影響のある材料または製法の変更**
- **禁止・申告物質が追加され、供給品の材料に含まれる場合**
- **禁止・申告物質の基準値が変更され、供給品の材料に含まれる場合**
- **公差を超える質量の変更**
- **個別調査.**

6.4 製造副資材

ボッシュが売買する材料中あるいはその表面に製造副資材が残留する場合、Bosch-Norm N2580-1 の要求のすべてをその副資材にも適用する。残留の如何にかかわらず、Bosch 社内で使用する製造副資材に対しても同様に Bosch-Norm N2580-1 の要求のすべてを適用する。

7 サプライヤー申告書記入上の注意

「サプライヤー申告書」（Bosch-Norm N2580-1 付属書）記入上の注意については、「サプライヤー申告書」の「How to fill out」および「FAQ」タブと本 Bosch Norm 第 8 項で確認することができる。

8 物質の分類

基準値が物質群に対して示されている場合、サプライヤーはその個別物質を記載すること。
製造副資材および梱包材について、その基準値は納入時の状態に対して適用する。

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

8.1 基準値の定義

基準値の値が何も示されていない場合、基準値は 0.1wt%とする。基準値の分母は規制に依存し、以下に対する値となる。

- 供給品
- 材料
- 調剤
- 混合材料
- 均質材料

例：
ねじにおける均質材料の例： ねじが、例えば、金属本体、亜鉛層、表面安定化処理層、トップコートからなるとすると、このねじは４つの均質材料層から構成されている。（GADSL および RoHS の定義参照）

8.2 禁止物質

付属文書中に「P」（Prohibition）と表示された物質は使用禁止物質である。供給品の材料中に、基準値を超えた濃度で含有してはならない。禁止やその基準値は用途に依存する場合がある。
もし、物質含有率が基準値以下の場合、その値を記入する必要はない。この場合は、規制への準拠の確認は「サプライヤー申告書」の“カバーシート”で十分である。ただし、記入することを推奨する。

もし禁止物質が規制の適用除外として使用されている場合は、その適用除外項目および使用物質の含有率を申告しなければならない。

8.3 申告物質

付属文書中に「D」（Declaration）と表示された物質は要申告物質である。その物質濃度が基準値を超える場合、必ず申告しなければならない。ただし、基準値を超えない場合には、その濃度を申告することが望ましい。

9 EU「REACH」規制

2008 年 10 月に SVHC 候補物質リストが作成され、ECHA により年に数回、物質が追加されている。

注記：

- SVHC = Substances of Very High Concern；高懸念物質
- ECHA = European Chemicals Agency；欧州化学品庁
- インターネットホームページ； http://www.echa.europa.eu/

2011 年 2 月、SVHC 候補物質リストの物質が REACH 規制付属書 14 に移された。付属書 14 に掲載された物質については、物質固有の移行期間満了後、認可を得ずに上市したり、使用したりしてはならない。

サプライヤーは、REACH 規制の要求事項に準拠して申告をしなければならない。また、問題がある場合は、REACH 規制に基づいた解決が可能な時期にボッシュ購買の各担当者に通知しなければならない。

EU 域外のサプライヤーが材料、調剤、および製品を REACH 規制の適用地域に納入する場合、唯一の代理人を任命しなければならない。その代理人は「サプライヤー申告書」で任命され、REACH への準拠を確実にしなければならない。

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

10 関連文書

本 Bosch-Norm に加えて、以下の文書を適用する。日付がある文書はその日付の文書だけを適用し、日付がない文書は示された文書の最新版（すべての改訂を含む）を適用する。さらに、意図的に引用する過去の文書をタイプ欄に H と表示する。

No.	文書番号 (バージョンの日付)	タイトル	タイプ
1	N 2580-1 付属文書	サプライヤー申告書	M
タイプ：M = サプライヤー配布用文書; Z = 引用文書; H=過去の文書			

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.